

「中間整理」において重点的に検討すべきとした論点

○ 民事ルールと行政規制の役割分担・連携

例えば、民事ルールを基本としつつ適格消費者団体による差止請求権を付与している消費者契約法と、行政規制を中心としつつ一部の規定について民事的効果や差止請求権を付与している特定商取引法との役割分担や規定の定め方はどうあるべきかなど、消費者法分野における民事ルールと行政規制の役割分担や連携についてどのように考えるべきか。

○ 事業者団体の役割（自主規制の在り方）の強化

共同規制や適正な解釈を担保する手段として自主規制を活用してルール形成を行うことについてどのように考えるべきか。自主規制団体の設立や活動を促進する方策をどう考えるか。

また、自主規制にも望ましい基準を示すベストプラクティス型と守るべき最低基準を定めるボトムライン型が考えられるが、それぞれについての活用や行政との連携についてどのように考えるべきか。

○ コンプライアンス体制・消費者志向経営の普及に向けた方策

現状は大企業を中心として取組が行われているコンプライアンス体制の構築や消費者志向経営について、中小企業を含む事業者全体に普及させるための方策としてどのようなものが考えられるか。特に、コンプライアンス体制の構築や消費者志向経営の宣言が事業上のメリットにもなると実感できる合理的な仕組みやその「予測可能性」を高める方法についてどのように考えるべきか。

○ 適格消費者団体の役割の強化

適格消費者団体の現状を踏まえ、各地に適格消費者団体の設立を促進し、適格消費者団体が持続可能な活動を展開することにより市場のルール形成に役割を發揮するために、適格消費者団体への経済的な支援や団体訴権に関する権限の強化・拡充や行政との連携についてどのように考えるべきか。

○ 執行の強化（行政とそれ以外の組織による連携）

行政（国及び地方公共団体）による法執行の強化と、事業者団体や消費者団体等による不適正行為の排除との連携及びその役割分担についてどのように考えるべきか。その際、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく特定公共サービスの活用等により、行政処分に至る権限の一部を消費者団体や事業者団体などの民間団体に委託することについてどう考えるべきか。